

畜舎特例法について

- ・畜産業の国際競争力の強化のために、**省力化機械の導入**や**規模拡大による効率化**に取り組む必要
- ・畜舎を建築する場合、建築基準法の基準に基づく必要があるが、**建築コストが経営実態からみて過大**

令和4年4月1日 「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」（畜舎特例法）施行

畜舎建築利用計画を作成し都道府県知事の認定を受けた場合に、
建築基準法の適用が除外され、畜舎特例法の基準等により畜舎等の建築等を行うことが可能。



令和5年4月1日 畜舎特例法の対象に保管庫等を追加（省令改正）

対象となる畜舎等

・畜舎又は堆肥舎

倉庫・車庫※、排水処理施設、発酵槽等

※畜産経営に必要な物資等を保管するものに限る

・市街化区域の外及び用途地域の外に建築

・高さ16m以下の平屋で居住のための居室を有さないもの

・建築士が設計したもの

畜舎特例法による畜舎のメリット

○構造等の基準が緩和

○面積3,000㎡以下は技術基準の審査等が不要

○工事完了時は完了検査は不要で届出のみ

○木造の畜舎の間を渡り廊下でつなぎ3,000㎡超の建築が可能

○倉庫・車庫について、一定の条件の下で建築基準法の防火
基準よりも緩和

認定状況

令和6年3月31日時点

都道府県	認定件数			都道府県	認定件数			都道府県	認定件数		
	R5年度	R4年度			R5年度	R4年度			R5年度	R4年度	
北海道	62	28	34	石川県	—	—	—	岡山県	3	2	1
青森県	5	5	0	福井県	—	—	—	広島県	4	1	3
岩手県	14	6	8	山梨県	2	1	1	山口県	1	0	1
宮城県	19	9	10	長野県	5	3	2	徳島県	1	1	0
秋田県	2	2	0	岐阜県	10	4	6	香川県	5	0	5
山形県	10	3	7	静岡県	4	4	0	愛媛県	1	0	1
福島県	7	5	2	愛知県	26	12	14	高知県	4	1	3
茨城県	17	8	9	三重県	6	2	4	福岡県	1	1	0
栃木県	21	10	11	滋賀県	3	0	3	佐賀県	1	0	1
群馬県	34	9	25	京都府	2	1	1	長崎県	8	4	4
埼玉県	5	3	2	大阪府	1	1	0	熊本県	10	4	6
千葉県	19	14	5	兵庫県	5	3	2	大分県	7	4	3
東京都	—	—	—	奈良県	—	—	—	宮崎県	45	17	28
神奈川県	2	2	0	和歌山県	1	1	0	鹿児島県	30	20	10
新潟県	5	2	3	鳥取県	—	—	—	沖縄県	7	5	2
富山県	—	—	—	島根県	8	2	6	合計	423	200	223



← 畜舎特例法の詳細はこちら

◎手続については、建築予定の都道府県の畜産担当課にご相談ください。

【酪農・畜産】畜舎を整備したい



- 畜産クラスター事業 【R5補正(一部基金)】:291億円(所要額)の内数
地域ぐるみの収益性向上に向けて、地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、畜舎の整備等を支援します。

特に、重点的に進めるべき課題に対応するため、

- ① 中山間地域の特徴を踏まえた畜産・酪農の取組を支援する「中山間地域優先枠」
- ② 我が国の高品質な畜産物の輸出拡大につながる取組を支援する「輸出拡大優先枠」
- ③ 「総合的なTPP等関連政策大綱」に位置付けられた「肉用牛・酪農の生産基盤強化」に向けた「肉用牛・酪農重点化枠」

補助率:1/2以内
支援対象者:中心的な経営体

- 畜産経営体質強化支援資金融通事業 【R5補正(基金)】

畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体又は認定農業者に対し、畜舎を整備するなど経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利(当初5年間は無利子)の一括借換資金を措置します。

融資枠:35億円(既存基金を活用、R6.1月末時点)
基金管理団体:民間団体

- 強い農業づくり総合支援交付金 【R6当初】:121億円の内数

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な畜舎等の整備を支援します。

交付率:都道府県へは定額
(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

【酪農・畜産】 簡易畜舎を整備したい



- 酪農経営支援総合対策事業

【R6ALIC事業】:46億円の内数

後継牛の育成等のための簡易畜舎の整備や
後継者に対し畜舎の増改築資材の共同購入や簡易
施設・装置の導入等を支援します。

補助率:1/2以内
事業実施主体:生産者団体等

- 肉用牛経営安定対策補完事業

【R6ALIC事業】:36億円の内数

生産者集団等(生産者集団、農協、農協連、公社及
び一般社団法人等)が行う、繁殖雌牛の増頭のため
の簡易牛舎(育成牛舎を
含む。)の整備、器具機材の導入等を支援します。

補助率:1/2以内
事業実施主体:都道府県団体、民間団体

簡易畜舎とは？

増頭等のために補助的に使用する
畜舎等

木造・パイプハウスの場合

・ 500㎡以下

鉄骨の場合

・ 200㎡以下

等



家畜の導入等に活用可能な事業

【肉用牛】繁殖雌牛を導入したい



● 畜産クラスター事業のうち優良繁殖雌牛更新加速化事業

【R5補正(基金)】:54億円(所要額)

- ・ 畜産クラスター計画に基づき、高齢の繁殖雌牛から増体や肉質に優れた若い繁殖雌牛に更新する場合に、更新実績に応じた奨励金を交付します。

奨励金:10万円/頭(希少な父牛に由来する繁殖雌牛の場合は15万円/頭)
事業実施主体:民間団体

● 肉用牛経営安定対策補完事業 【R6ALIC事業】:36億円の内数

- ・ 遺伝的多様性等に配慮した改良基盤確保
生産者集団が、遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛を導入し、農家に貸付を行う取組に対して奨励金を交付します。

補助率:定額(6万円/頭、9万円/頭)
事業実施主体:都道府県団体、民間団体

【酪農・畜産】 施設整備と一体で家畜を導入したい



● 畜産クラスター事業【R5補正(一部基金)】:291億円(所要額)の内数

- ・ リース方式の施設整備と併せて、家畜導入を支援します。

補助率:1/2以内(上限有)
支援対象者:中心的な経営体

【酪農】乳用後継牛を確保したい



● 乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業 【R5補正】:50億円

- ・ 長命連産性に重きを置いた牛群構成への転換を図るため、乳用後継牛の生産において、長命連産性能力の高い種雄牛の精液等を利用する取組に対して奨励金を交付します。

補助率:定額(6千円/回、9千円/回)
事業実施主体:民間団体等

● 酪農経営支援総合対策事業 【R6ALIC事業】:46億円の内数

- ・ 後継牛育成のための広域預託を推進する取組を支援します。

補助率:定額(広域預託 上限3.1万円/頭)
事業実施主体:民間団体等

【養豚】優良種豚を導入したい



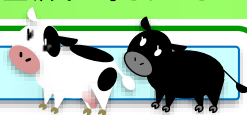
● 養豚経営安定対策補完事業 【R6ALIC事業】:12億円の内数

- ・ 生産コストの低減を図るため、生産者集団等による優良純粋種豚の導入等を支援します。

補助率:1/2以内、1/3以内(上限有)
事業実施主体:民間団体等

労働負担軽減・省力化に活用可能な事業

【酪農・肉用牛】ヘルパーを活用したい



- **酪農経営支援総合対策事業** 【R6ALIC事業】:46億円の内数
①職業認知度向上、修学支援、学生インターンシップの受入、就業前後の研修や外国人材の活用等の人材確保・育成、②傷病時等の利用料金を軽減するための互助基金制度及び③広域利用調整、酪農ヘルパーの待遇改善や利用組合の経営改善等の利用組合強化の取組を支援します。
〔補助率:定額、1/2以内 等
事業実施主体:生産者団体等〕
- **肉用牛経営安定対策補完事業** 【R6ALIC事業】:36億円の内数
肉用牛ヘルパー(肉用牛農家が相互に助け合う取組)を推進するため、ヘルパー組合の組織強化や、肉用牛飼養農家の傷病時や高齢者の飼養管理作業等のヘルパー活動に対して支援します。
〔補助率:1/2以内
事業実施主体:生産者団体等〕

【酪農・肉用牛】省力・軽労化のための機器を導入したい



- **畜産クラスター事業** 【R5補正(一部基金)】:291億円(所要額)の内数
- **酪農経営支援総合対策事業** 【R6ALIC事業】:46億円の内数
酪農家における労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械・装置の導入等を支援します。
〔補助率:定額、1/2以内
事業実施主体:民間団体〕

【酪農・肉用牛】預託施設を活用したい



- **畜産クラスター事業** 【R5補正(一部基金)】:291億円(所要額)の内数
畜産クラスター計画に位置付けられたCS(キャトルステーション)、CBS(キャトルブリーディングステーション)の整備等を支援します。
〔補助率:1/2以内 支援対象者:中心的な経営体〕
- **酪農経営支援総合対策事業** 【R6ALIC事業】:46億円の内数
乳用牛を広域的に預託する取組を支援します。
〔補助率:定額(上限3.1万/頭)、事業実施主体:民間団体等〕

【酪農・肉用牛】飼料生産組織を強化したい



- **畜産クラスター事業** 【R5補正(一部基金)】:291億円(所要額)の内数
地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられたTMRセンターの整備等を支援します。また、飼料増産に必要な施設・機械の導入のための飼料増産優先枠を引き続き措置し、飼料増産に取り組む畜産クラスター協議会を優先的に採択します。
〔補助率:1/2以内 支援対象者:飼料生産組織等〕
- **強い農業づくり総合支援交付金** 【R6当初】:121億円の内数
TMRセンターや国産飼料の保管・調製施設の整備等を支援します。
〔補助率:1/2以内 支援対象者:農業者等〕
- **飼料増産・安定供給対策のうち**
飼料生産組織の人材確保・育成支援 【R6当初】:18億円の内数
飼料生産組織における人材確保・育成のための採用活動や大型免許や必要な技術資格の取得等を支援。
〔①人材確保:募集 30万円/人以内、研修 60万円/人以内
②各種資格の取得:大型、大型特殊、けん引免許 20万円/人以内
支援対象者:生産者集団等〕
- **飼料自給率向上緊急対策事業等のうち**
飼料生産組織の規模拡大等支援 【R5補正】:60億円の内数
①飼料生産組織の規模拡大・省力化に必要な機械導入や②畜産農家等と長期契約し、規模拡大をする取組(拡大分面積払い)を支援。
〔補助率:①1/2以内、②定額、支援対象者:生産者集団等〕

国産飼料の生産・利用の拡大に活用可能な事業①

飼料生産組織を強化したい

● 飼料自給率向上緊急対策事業等のうち

飼料生産組織の規模拡大等支援

R5補正:60億円の内数

・飼料生産組織の規模拡大・省力化に必要な機械の導入や簡易倉庫の設置などの取組を支援します。〔補助率:1/2以内、支援対象者:生産者集団等〕

・飼料生産組織が、畜産農家等と長期契約を結び、飼料の生産販売、作業受託等の規模拡大を行う取り組みを支援します(拡大分)。

〔1年目:12,000円/10a以内、2年目:5,000円/10a以内
支援対象者:生産者集団等〕

● 飼料増産・安定供給対策のうち飼料生産組織の人材確保・育成

R6当初:18億円の内数

飼料生産組織のオペレーター確保に向けた募集活動や人材育成のための研修、大型特殊免許や必要な技術資格の取得を支援します。

〔①人材確保:募集 30万円以内/人、研修 60万円以内/人
②免許取得:20万円以内/人(大型、大型特殊、けん引)
支援対象者:生産者集団等〕

● 畜産クラスター事業

R5補正:291億円(所要額)

地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられた飼料生産組織や畜産農家等に対し、飼料増産の取組に必要な機械の導入及び施設の整備を支援します。また、飼料増産に必要な施設・機械の導入のための飼料増産優先枠を引き続き措置し、飼料増産に取り組む畜産クラスター協議会を優先的に採択します。〔補助率:1/2以内、支援対象者:畜産農家等〕

● 強い農業づくり総合支援交付金

R6当初:121億円の内数

TMRセンターや国産飼料の保管・調製施設の整備等を支援します。

〔補助率:1/2以内、支援対象者:農業者等〕

中山間地域で飼料生産や放牧をしたい

● 飼料自給率向上緊急対策事業等のうち

中山間地域飼料増産活性化対策

R5補正:60億円の内数

中山間地域の実情を踏まえた「飼料増産活性化計画」の作成、飼料増産活動や活動に必要な機械導入等を支援します。

〔補助率:定額、1/2以内、支援対象者:生産者集団等〕

国産飼料の利用を拡大したい

● 飼料自給率向上緊急対策事業等のうち

耕畜連携国産飼料利用拡大対策

R5補正:60億円の内数

長期の利用供給契約に基づき、畜産農家が、飼料作物を生産した耕種農家に対し、飼料分析・給与情報を提供する取組を支援します(拡大分)。

〔①青刈りとうもろこし、ソルゴー、牧草:7,800円/t以内
②子実用とうもろこし:12,000円/t以内
支援対象者:畜産農家等〕

● 飼料増産・安定供給対策のうち飼料流通合理化対策

R6当初:18億円の内数

県域を越えた新たな国産粗飼料の広域流通体制を構築する実証等の取組を支援します。〔補助率:定額、1/2以内、支援対象者:農協等〕

国産飼料の販売を拡大したい

● 飼料自給率向上緊急対策事業等のうち広域供給対策

R5補正:60億円の内数

国産飼料生産者が品質表示を行いつつ販売を拡大する取組に対して奨励金を交付します(拡大分)。

〔①青刈りとうもろこし、ソルゴー、牧草:8,300円/t以内
②子実用とうもろこし:12,200円/t以内
支援対象者:国産飼料生産者〕

● 飼料自給率向上緊急対策事業等のうち流通体制の構築

R5補正:60億円の内数

国産粗飼料取扱業者(販売業者)が、畜産農家と複数年の販売契約を締結して、国産粗飼料の広域流通を拡大する取組を輸送距離に応じて支援します(拡大分)。

輸送距離	50km～	100km～	500km～	1,000km～※	1,500km～※
補助単価	2,000円/t	5,000円/t	10,000円/t	15,000円/t	20,000円/t

支援対象者:飼料販売業者等 ※効率的な輸送に係る要件を満たす必要あり

● 飼料自給率向上緊急対策事業等のうち広域流通拠点の整備

R5補正:60億円の内数

国産飼料の販売拡大を図る者が国産飼料の流通拠点を整備するために行う飼料の保管施設、乾燥調製施設等の整備を支援します。

〔補助率:1/2以内、支援対象者:生産者集団等〕

国産飼料の生産・利用の拡大に活用可能な事業②

子実用・青刈りとうもろこし等の飼料作物を生産したい

● 飼料増産・安定供給対策のうち国産濃厚飼料生産の推進

R6当初:18億円の内数

子実用とうもろこし等の国内生産・利用を推進するための生産技術実証・普及等の取組を支援します。〔補助率:定額、1/2以内、支援対象者:生産者集団等〕

● 水田活用の直接支払交付金等

R6当初:3,015億円

水田を活用して、飼料作物等を生産する農業者や高収益作物の導入・定着等を図る取組等を支援します。

- ①飼料作物:3.5万円/10a※1
- ②子実用とうもろこし支援※2:1万円/10a
- 支援対象者:販売農家等

※1:多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は1万円/10a

※2:「水田農業高収益化推進計画」に位置づけられた取組の場合、①に加えて支援

● 畑地化促進事業

R5補正:750億円

水田を畑地化して、飼料作物等の畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行や畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援します。

- ①畑地化支援:14.0万円/10a
- ②定着促進支援:2.0万円/10a×5年間 または 10.0万円/10a(一括)
- 支援対象者:販売農家等

※畑地化の取組は、「水田活用の直接支払交付金」の交付対象水田から除外する取組を指す

● 畑作物産地形成促進事業

R5補正:180億円

実需者との結びつきの下で、子実用とうもろこし等の低コスト生産等に取り組む生産者を支援します。〔子実用とうもろこし:4万円/10a、支援対象者:販売農家等〕

※令和7年度に畑地化に取り組む場合、0.5万円/10aを加算(畑地化加算)

※本事業の支援を受ける場合、「水田活用の直接支払交付金」の①は支援対象外(②は対象)

● 環境負荷軽減に向けた持続的生産支援対策

R6当初:60億円

温室効果ガス排出の削減と持続可能な畜産経営の確立を図るため、飼料作物作付において温室効果ガス排出削減に取り組む酪農・肉用牛経営を支援します。

- ①飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減:15,000円/ha
- ②有機飼料の生産:45,000円/ha
- 支援対象者:酪農・肉用牛経営者

※①と②の取組は重複不可

草地の整備・改良をしたい

● 草地関連基盤整備<公共>

R6当初:3,326億円の内数

大型機械による効率的な飼料生産を推進するため、排水不良の改善や傾斜の緩和等の草地整備を実施します。〔補助率:1/2等、実施主体:都道府県等〕

● 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進<公共>

R5補正:76億円の内数

肉用牛・酪農の生産基盤強化のため畜産クラスター計画を策定した地域において、飼料作物の単位面積当たりの収量の増加、生産コストの削減に資する草地の大区画化等のハード整備を推進します。

〔補助率:1/2以内等、実施主体:都道府県等〕

● 飼料自給率向上緊急対策事業等のうち

草地改良技術等普及対策

R5補正:60億円の内数

裸地化の進行状況や雑草の侵入状況等を評価する草地診断の実施、高品質かつ高収量な草地に改良する難防除雑草駆除技術などの現地実証を支援します。

〔補助率:定額、1/2以内、支援対象者:生産者集団等〕

新飼料資源を活用したい

● 飼料自給率向上緊急対策事業等のうち

新飼料資源の利用拡大

R5補正:60億円の内数

新飼料資源の利用拡大に必要な機械の導入を支援します。

〔補助率:1/2以内、支援対象者:生産者集団等〕

畜産におけるGAPの取組について

畜産における農業生産工程管理 (Good Agricultural Practices)とは

農業生産活動の持続性を確保するため、
①食品安全・家畜衛生・環境保全・労働安全・アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するための点検項目を定め、②これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行う取組のこと。

○畜産におけるGAPの推進状況 (2024年7月30日時点)

単位: 農場数

	合計	畜種別					
		乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏	備考
JGAP畜産認証取得農場数	延べ300	58	83	59	50	18	実数: 268農場

注: 1つの経営体で複数の畜種において認証取得している農場があることから各畜種の合計と延べ数とは一致しない。

・2017年3月31日にJGAP家畜・畜産物の基準書を公表、同年8月21日から農場の認証を開始。

＜審査認証機関＞

- 公益社団法人中央畜産会
- [JGAP認証農場の公表について](#) | [JLIA](#) | [公益社団法人 中央畜産会 \(lin.gr.jp\)](#)
- エス・エム・シー(株)
- [JGAP認証農場一覧](#) | [エス・エム・シー株式会社 \(S.M.C\) \(swine-smc.co.jp\)](#)
- 鹿児島大学共同獣医学部
- [JGAP認証推進室](#) | [鹿児島大学 共同獣医学部 \(kagoshima-u.ac.jp\)](#)

酪農・畜産農家向けの金融支援策について

- 飼料や燃料等の価格が上昇しているため、**資金繰りに困っている場合**

実質無利子・無担保融資

- ・農林漁業セーフティネット資金等※1の融資について、貸付当初5年間は、**実質無利子**で融資が受けられます。更に、**実質無担保等**での融資が受けられます。

※1 農林漁業セーフティネット資金、経営体育成強化資金（負債整理のみ）等

- ・農林漁業セーフティネット資金について、新型コロナに加え、物価高騰等の影響を受けた場合は、**年間経営費等の18/12※2又は1,800万円まで限度額を引き上げる特例**を設けています。

※2 簿記記帳を行っている場合

～農林漁業セーフティネット資金の概要～

償還期限：15年以内（据置3年以内）

借入金利：0.65%～1.15%（R6.9.19現在）

貸付当初5年間は実質無利子（最大2.0%の金利引下げ）

限度額：年間経営費等の6/12※2又は600万円以内

①新型コロナの影響を受けた場合、年間経営費等の12/12又は1,200万円以内
②物価高騰の影響を受けた場合、年間経営費等の6/12又は600万円以内を別枠で措置

- 借り入れた**資金の返済に困っている場合**

返済猶予等の条件変更

- ・国は、金融機関等関係者に対し、繰返し、既往債務の返済猶予等の配慮を要請しています。

- 令和4年11月、令和5年3月及び10月に、農水省等担当部局連名で**畜産経営者に対する償還猶予等の対応**を要請
- 令和5年11月、令和6年3月及び6月に、関係省庁連名で**資金繰り等の支援の徹底**を要請

さらに、より負債の返済負担を軽減したい場合は、

長期・低利の借換資金

- ・返済が困難となった農業者の方は、**畜産特別資金、経営体育成強化資金などの負債整理資金**の利用が可能です。

～畜産特別資金の概要～

ALIC事業

- ・肉用牛、酪農及び養豚経営については、毎年の返済額を限度として、長期・低利の借換資金の融資が受けられます。
- ・併せて、経営改善に向けた取組について、指導・助言を受けることができます。

償還期限：肉用牛・酪農 25年以内（据置5年以内）
養豚 15年以内（据置5年以内）

借入金利：1.30%（R6.9.19現在）

～経営体育成強化資金の概要～

公庫資金

- ・経営改善計画を策定し、期間中の5年間（特認10年間）における既往負債の支払金の合計額に対する借換資金の融資が受けられます。
- ・経営再建に必要な範囲内で、前向き投資資金も融資が受けられます（実質無利子化等の対象外）。

償還期限：25年以内（据置3年以内）
借入金利：1.30%（R6.9.19現在）

※その他、**農業経営負担軽減支援資金（民間金融機関）**が営農負債の借換に利用可能です。

- 最寄りの農協、日本政策金融公庫支店、信用農協連合会、銀行などにご相談ください。

みどりの食料システム法に基づく「みどり投資促進税制」

- **みどり投資促進税制**は、**青色申告を行う畜産農家が堆肥化施設を導入する場合**に活用できる税制です。
- **補助金や融資との併用が可能**で、導入当初の税負担を軽減（機械等は32%、一体的な建物等は16%の特別償却）。
- 活用にあたっては、みどりの食料システム法に基づき、その取組内容に応じて、**環境負荷低減事業活動実施計画**又は**基盤確立事業実施計画**のいずれかの認定を受ける必要があります。
- 令和8年3月31日までの間に、**認定を受けた計画に基づき対象設備等**を導入した場合に適用されます。

堆肥を自らの農地や牧草地へ施用し、 農作物・飼料を生産する場合に活用できるみどり税制

<税制対象設備>

- ✓ **みどり投資促進税制対象機械及び一体的な建物等**
(ただし、計画の認定を受けた後、令和8年3月31日までに導入したものが対象になります。)

<手続き>

- ✓ 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減に向けた5か年計画(**環境負荷低減事業活動実施計画**)を作成し、都道府県の認定を受けて設備投資

<申請先> 都道府県担当部署

みどり投資促進税制
対象機械はコチラ



環境負荷低減事業活動計画（畜産）の認定事例 越智淳一さん（北海道）

- ・酪農（経産牛：77頭、生乳生産量767トン）を営む自社農場から発生する**家畜排せつ物由来の堆肥を活用**して、デントコーンの栽培（23ha）における化学肥料の使用低減に取り組む。
- ・将来的には、**バイオガスプラント由来の消化液も活用**し、化学肥料のさらなる削減を目指す。
- ・**将来的な事業活用時のメリット措置の活用**に期待し、みどり認定を取得。



堆肥散布の様子

堆肥をJA区域や都道府県域を越えて 広域的に販売する場合に活用できるみどり税制

<税制対象設備>

- ✓ 堆肥の生産やペレット化に用いる機械及び一体的な建物等が**広く対象**
(ただし、計画の認定を受けた後、令和8年3月31日までに導入したものが対象になります。)

<手続き>

- ✓ 堆肥の生産・販売拡大に向けた5か年計画(**基盤確立事業実施計画**)を作成し、国の認定を受けて設備投資

<申請先> 地方農政局等



基盤確立事業実施計画の認定事例 (有)営農企画（北海道）

- ・**地域のバイオマス資源（もみ殻燐炭、鶏糞など）を活用した堆肥**の生産拡大に向けて必要な設備を新たに導入するとともに、周辺地域の農業者にも販路を拡大することで化学肥料の使用低減を推進。
- ・**自動攪拌機等の設備の導入にあたり、みどり投資促進税制を活用。**



自動攪拌装置

堆肥製造に関する みどり投資促進税制の対象機械

(令和6年2月現在)

<対象となる設備等の要件>

- 以下について、メーカーが国の確認を受けた設備等であること
 - ・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる設備等
 - ・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる事業活動の安定に不可欠な設備等
- 10年以内に販売されたモデルであること
- 取得価額が100万円以上であること



アイケイ商事株式会社(千葉県香取市)

種類	名称
家畜排せつ物の固液分離機	wコンベア スーパースクリーンプレス
家畜排せつ物の自動攪拌機	ファームクリーン ファームクリーンwオーガー



固液分離機



自動攪拌機

株式会社デリカ(長野県松本市)

種類	名称
堆肥積込機	搭載ダンプバッセル
堆肥切返機	堆肥切返機



搭載ダンプバッセル

株式会社天神製作所(宮崎県都城市)

種類	名称
家畜排せつ物の自動攪拌機	TM垂直発酵攪拌機 TM片懸垂式発酵攪拌機 TML型地走式発酵攪拌機 TMO-タリ-発酵攪拌機



スクリー式発酵攪拌機



ロータリー式自動攪拌機

中部エコテック株式会社(愛知県名古屋市)

種類	名称
堆肥化装置	密閉縦型コンポスト(HPコンポ) 密閉縦型コンポスト(エコリーフ)



密閉縦型コンポスト

藤樹運搬機工業株式会社(福岡県久留米市)

種類	名称
家畜排せつ物の自動攪拌機	フジキ式W スクリュー攪拌発酵機 フジキ式スクリーン攪拌発酵機 フジキ式ロータリー攪拌発酵機 ロータリー式攪拌乾燥機 トラバーサー式ロータリー発酵機 スクープ式攪拌発酵機 フジキ式エンドレス攪拌発酵機 フジキ式ウォールレス型攪拌発酵機



フジキ式スクリーン
攪拌発酵機



スクープ式
攪拌発酵機

株式会社岡田製作所(群馬県館林市)

種類	名称
家畜排せつ物の自動攪拌機	ロータリー式攪拌機 エンドレススクープ式攪拌機 基礎なしロータリー式攪拌機



ロータリー式攪拌機



スクープ式攪拌発酵機

II TPP等関連政策の目標 3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

① 強い農林水産業の構築(体質強化対策)

強い農林水産業・農山漁村をつくりあげるため、我が国農林水産関係の生産基盤を強化するとともに、新市場開拓の推進等、確実に再生産が可能となるよう、万全の対策を講ずる。ただし、政策大綱策定以降、各種の体質強化策がとられてきたが、実績の検証や協定発効後の動向等を踏まえ、必要な施策を実施する。

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

5兆円目標の達成に向け、TPP等を通じ、我が国の強みを生かした品目について、輸出先国の関税撤廃等の成果を最大限活用するため、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ時代も見据え、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年12月策定)に基づき以下の具体的施策に取り組むとともに、日本の食文化の普及による農林水産物・食品の市場拡大の取組への支援、モノの輸出のみならず食産業の海外展開等により、輸出拡大のペースを加速する。

- 官民一体となった海外での販売力の強化
- リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援
- マーケットインの発想に基づく輸出産地の育成・展開
- 大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築
- 輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- 輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援
- 日本の強みを守るための知的財産対策強化

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

省力化機械の整備やスマート農業の活用等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を中小・家族経営や条件不利地域も含めて強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図る。国産チーズ等の競争力を高めるため、原料面で原料乳の低コスト・高品質化の取組の強化、製造面でコストの低減と品質向上・ブランド化等を推進する。また、海外をはじめ今後も増加の見込まれる需要に対応するため、肉用牛・酪農経営の増頭・増産を図る生産基盤の強化や、それを支える環境の整備、生産現場と結びついた流通改革等を推進する。

② 経営安定・安定供給のための備え

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP等発効後の経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、経営安定対策の充実等の措置を講ずる。

○牛肉・豚肉、乳製品

- 国産の牛肉・豚肉、乳製品の安定供給を図るため、畜産・酪農の経営安定対策を以下のとおり着実に実施する。
- ・ 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)及び肉豚経営安定交付金(豚マルキン)について、法制化し、補填率を引き上げ(8割→9割)、豚マルキンについては国庫負担水準の引き上げ(国1:生産者1→国3:生産者1)を行ったことを踏まえ、引き続き、両交付金制度を適切に実施する。
 - ・ 経営の実情に即して肉用子牛保証基準価格を引き上げた肉用子牛生産者補給金制度を、引き続き、適切に実施する。
 - ・ 生クリーム等の液状乳製品を対象に追加し、補給金単価を一本化した加工原料乳生産者補給金制度について、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直しつつ、着実に実施する。

(3) 知的財産

TPP等の締結に合わせて講じた制度改正等の措置について、適切な運用等を行う。農林水産物等の地理的表示(GI)や植物新品種及び和牛遺伝資源保護を進め、我が国農林水産物等の競争優位性を守ることで、農林水産物の輸出を促進する。

III 今後の対応

農林水産分野の対策の財源については、TPP等が発効し関税削減プロセスが実施されていく中で将来的に麦のマークアップや牛肉の関税が減少することにも鑑み、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保するものとする。

また、機動的・効率的に対策が実施されることにより生産現場で安心して営農ができるよう、基金など弾力的な執行が可能となる仕組みを構築するものとする。

IV 政策大綱実現に向けた主要施策 3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

① 強い農林水産業の構築(体質強化対策)

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

(海外の規制・ニーズに対応した輸出産地の育成、GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)による支援、有機等の国際的認証の取得、大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応した輸出物流の構築・確保、施設の整備及び海外でのコールドチェーンの整備、輸出重点品目の売り込みを担う品目団体又は生産・流通・輸出事業者が連携したコンソーシアムの組織化・販売力の強化、当該団体等の活動を現地で支援するための国の体制整備及び当該団体等とJETRO・JFOODOの連携強化、輸出先国の規制・ニーズに対応したHACCP施設等の整備や加工食品への支援、輸出先国の規制緩和・撤廃に向けた政府一体となった協議等による輸出環境の整備、輸出手続のデジタル化による事業者の負担軽減、植物新品種や和牛遺伝資源の流出を防ぐ知的財産対策の強化、日本の食文化の発信及びインバウンドと連携した輸出促進、食産業の海外展開に取り組む事業者への支援)

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

(畜産クラスター事業による中小・家族経営や経営継承の支援などの拡充、これを後押しする草地の大区画化、スマート農業実証の加速化、和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上、畜産物のブランド化等の高付加価値化、自給飼料の一層の生産拡大・高品質化、畜産農家の既往負債の軽減対策、家畜防疫体制の強化、食肉処理施設・乳業工場の再編整備、チーズ向け生乳の新たな品質向上促進特別対策及び生産性向上対策・生産性拡大対策、製造設備の生産性向上、技術研修、国際コンテストへの参加支援、乳製品の国内外での消費拡大対策、肉用牛・酪農経営の増頭・増産対策、家畜排せつ物の処理の円滑化対策)

○農業競争力強化プログラム(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)の着実な実施

② 経営安定・安定供給のための備え

主要施策はIIに記載されているとおり

(3) 知的財産

○和牛遺伝資源の保護の促進

(和牛遺伝資源の流出管理対策の実施、知的財産的価値の保護の推進)